

駿河湾フェリー清水港ターミナル駐車場管理規約

(2025 年 5 月 9 日 制定)

一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー（以下「管理者」という。）が管理する駿河湾フェリー清水港ターミナル駐車場（以下「駐車場」という。）は、下記規約に従ってご利用いただきます。

第 1 条 利用スペースの提供

駐車場は、駐車するためのスペースを提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。

第 2 条 駐車場及び管理者

名称 駿河湾フェリー清水港ターミナル駐車場

所在地 静岡県静岡市清水区島崎町 149

管理者 一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー

区 分

名称	場所	料金
四輪駐車場	江尻駐車場中央部	無料
二輪車駐輪場	江尻岸壁東側	無料
バス駐車場	江尻岸壁西側	無料

第 3 条 規約の遵守

駐車場利用者（同乗者を含む。以下「利用者」という。）は、この規約を遵守しなければなりません。

第 4 条 営業時間及び出入場可能時間

午前 7 時 00 分から午後 6 時 30 分までとします。

また、管理上の理由により、出入場可能時間が変わる可能性があります。なお、出入場可能時間外はゲートを閉門します。

第 5 条 駐車することができる車両

(1) 駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

車種	車両全長	車両全幅	最低地上高	車両総重量
四輪車	3.3m 以上 5.5m 以下	1.4m 以上 2.1m 以下	15cm 以上	3.5t 以下
二輪車 バス	道路運送車両法に定められた基準に該当すること			

(2) (1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

1. 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
2. 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
3. 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
4. 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
5. 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
6. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
7. その他管理運営に支障があると判断される車両。

(3) (1) (2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。

(4) (1)の基準に該当しない車両のほか、小型特殊自動車は、駐車することができません。ただし、管理者が岸壁内工事等で認める場合は、この限りではありません。

第6条 駐車期間

(1)利用者は、同一車両を午後6時30分を超えて駐車することができません。

(2)管理者は、(1)の定めに違反し、午後6時30分を超えて駐車している車両については駐車位置の変更及び利用者への引き取り要請等必要な措置を講ずることができます。

第7条 駐車料金

(1)駐車料金は無料とする。

第8条 駐車場の利用方法

(1)利用者は、駐車場内に掲出された方法にしたがい、示された駐車スペース内に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。

(2)駐車場が満車の場合等に事故等を誘発する恐れがあるため、駐車場内外で駐車待ちをしないでください。

(3)駐車中は、窓を閉め、ドア及びトランク等を施錠し、ライトを消してください。

(4)駐車場内における、下記行為を禁止します。

- ア) 危険物の持込み、火気の使用、騒音又は悪臭を発する行為
- イ) 車両の急発進、無用なアイドリング、エンジンの空吹き
- ウ) 改造・修理等の整備行為
- エ) 物品や飲食物等販売や配布、無線使用、アンケートや募金等活動、勧誘行為、その他商業行為（下記(5)で定めた内容で承認された行為は除く）
- オ) 公の秩序や善良の風俗に反する行為、他のお客様のご迷惑になる行為
- カ) 宿泊を目的とした駐車、施設を利用した炊事やゴミ・汚水の処理などを行うこと
- キ) その他管理者が不適切と認める行為

第9条 不正駐車

- (1) 利用者が、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき又は管理者が不正な駐車方法と認めたとき、その利用者は、管理者に対し、駐車料金のほか損害金として金5万円をお支払い頂きます。ただし、これらの行為により、金5万円を超える損害が生じた場合に、別途当該損害の賠償を求めることは妨げられません。
- (2) 管理者は、第5条(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、車両の移動その他駐車場の適正な管理のために必要となる処分をすることができるものとします。また、これらに伴い発生した費用については、当該車両の利用者又は所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に負担頂きます。

第10条 放置車両の取扱

- (1) 駐車場の利用者が、管理者への届出を行うことなく1日間を超えて車両を駐車している場合又は届け出られた期間を超えて車両を駐車している場合、管理者は、これらの利用者に対して、当該車両に掲示することその他の管理者が適切とする方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等に対して通知し、又は当該車両に掲示することにより、管理者が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3) (1)(2)の請求を書面により行ったにもかかわらず、管理者が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、管理者は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなし、当該車両の所有者等を駐車場の不法占拠者として、これに対する法的措置を取るものとします。
- (4) 管理者は、(1)の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。

- (5) 管理者は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、当該車両に掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (6) 管理者は、(3)の場合には、(2)の請求をした日から3か月を経過した後、所有者等に対して通知し、又は当該車両に掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、又は当該車両に掲示して予告した上で、3か月の経過を待つことなく、(2)において指定した引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (7) 管理者は、(6)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知するものとする。この場合において、管理者が過失なくして当該車両の所有者等を確知することができないときには、駐車場において、車両の処分について掲示するものとする。
- (8) 管理者は、(6)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。なお、残額について所有者等に通知し、通知した日から3か月を経過しても所有者等が受け取らない場合、又は管理者が過失なくして所有者等を確知できず、(7)により車両の処分について駐車場に掲示した後、所有者等から何らの連絡等も無く3か月が経過した場合には、所有者等が残額の受け取りを放棄したものととして取扱います。

第11条 利用者の賠償責任

利用者が、本規約もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当法人が被った損害(その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償して頂きます。

第12条 免責

管理者は、駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については、管理者の故意又は重過失による場合を除き一切責任を負いません。管理者は、駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場で発生した管理者の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。

第13条 規約の改定

管理者は、本規約を改定するときは、効力発生時期を定めて駐車場内に改定後の規約を掲示する方法又はその他の適切な方法により利用者に周知します。